3 2 1

ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記ざ付願います。 | 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載|| 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。 | 黒のボールペン又はペンで記載してください。 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

新勤務先に

給 与 支 払 報 告 特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書	1. 現年度	2.新年度 3. 両年度
◎異動があった場合は、速やかに提出してください。	※市町村処理欄	
青梅市長 殿 給 (居所) 〒 (住所(居所) 又は所在地 日本地 日本 日本	特別徴収義務者指 定 番 号 宛 名 番 号	※市町村ご とに異な ります
徴		課・係
令和 年 月 日提出 払務 者 者 氏名又は名称 者	連絡先の氏名 及び所属課、	氏名
個人番号	係名並びに 電 話 番 号	雷託
受給者番号(整理番号) フリガナ 特別徴収税額 (年税額) 機収済額 (ア)ー(イ)	## F T T T T T T T T T T T T T T T T T T	() () () () () () () () () (
氏名 (旧姓) 円 月から 月から	- 異動の事由 1. 退 職	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収
生年月日 昭和·平成 年月日	2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)
個 人 番 号 1 月 1 日 現 在 の 住 所 給与の支払を受けなくなった後の住所	5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所誤報	月分で納入 月分で納入 月分で納入 (月 日納期分) 3.普通徴収 (理由
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。	9. その他 (特別徴収不可)	
一括 徴 収 の 理 由 徴 収 予 定 相続人の氏名等		 徴収不可) を選択された場合は、 由を必ず選択してください。
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 徴収予定月日 徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 氏名 続柄		所で特別徴収 欄適用者)
までで、申出があったため		なく税額が引けない 間の給与支給額が○○万円以下)
		払が不定期 与の支払が毎月でない)
以後で、特別徴収の継続の希望がないため・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 (普E) 事業専従 (個人事	者 業主のみ対象)
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書		
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。) 〒 連絡先の 連絡先の 連絡先の		—————————————————————————————————————
新しい勤務先の住所 氏名及び 氏名及び	円を 分から徴収し、納入し	町
フリガナ 係名 受給者	_	記 入 人
氏名又は名称 並びに 電話番号 電話 納入書の	の更不	欄
個人番号又は法人番号 (内線) (新規の場合	のみ記載)	

【提出先】〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1 青梅市市民部課税課市民税係 電話番号 0428-22-1111(内線 2172・2173・2174) 特別徴収に係る書類は青梅市ホームページからもダウンロードできます。青梅市ホームページ https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/19/1136.html